

第5編 広域応援編

第5編 広域応援編 目次

第1章 広域応援	1
第1節 広域応援	1
第1 基本方針	1
第2 広域応援のタイムテーブル	1
第3 事前対策	2
1 広域応援体制の整備	2
2 広域応援拠点の確保	2
3 広域応援要員派遣体制の整備	2
4 県外傷病者の受入体制の整備	3
5 市内被害の極小化による活動余力づくり	3
第4 応急対策	3
1 広域応援調整	3
2 広域応援要員の派遣	4
3 後方医療機関における県外傷病者の受入れ	6
4 広域避難の支援	6
5 がれき処理支援	7
6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	7
第5 復旧・復興対策	8
1 広域復旧復興支援	8
2 遺体の埋・火葬支援	9
3 仮設工場・作業場の斡旋	9
4 生活支援	9

第1章 広域応援

第1節 広域応援

第1 基本方針

東京湾北部地震を想定災害とした首都圏における同時被災が発生した場合、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすため、県防災計画では、迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むとしている。

市は、県とともに、被害が甚大な他都県に対する支援を実施するよう努める。

第2 広域応援のタイムテーブル

【主な対応】

時期	被災地等の主な対応	埼玉県の主な対応
初動期～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員等の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援

第3 事前対策

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、あらかじめ広域避難者の受入環境の調査に努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 広域避難者の受入体制の整備【危機管理課】

(ア) 受入施設の事前確保

市は、被災都県の広域避難者を収容する受入施設の事前確保に努める。

(イ) 収容力の把握

市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握に努める。

2 広域応援拠点の確保

(1) 取組方針

市は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の拠点の候補地を選定するよう努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 広域応援拠点の確保【危機管理課】

市は、必要に応じて、各防災関係機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための応援拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）の確保に努める。

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

市は、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 具体的な取組内容

ア 派遣職員の事前検討【危機管理課】

市は、県が編成する応援要員によるチームに、市職員を迅速に派遣する体制を整備するため、あらかじめ派遣職員を定めるよう努める。

イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備【危機管理課】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。市は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力を努める。

ウ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備【危機管理課】

市は、県と連携し、上記イ以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

4 県外傷病者の受入体制の整備

(1) 取組方針

市は、首都直下地震等により近隣都県に大きな被害が発生した場合に備え、傷病者の受入体制の整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 県外からの傷病者の受入体制の整備

市内の医療機関は、近隣都県における傷病者の受入体制を整備するよう努めるものとする。

5 市内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

市は、減災対策を推進し、発災時に他の地方公共団体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第1章 第1節 自助、共助による防災力の向上（第2編-7～17ページ）」及び「第2編 第1章 第2節 災害に強いまちづくりの推進（第2編-24～25ページ）」を準用する。

第4 応急対策

1 広域応援調整

(1) 取組方針

市は、首都圏広域災害が発生した場合、県と協力して特に被害が大きい被災地を支援する。

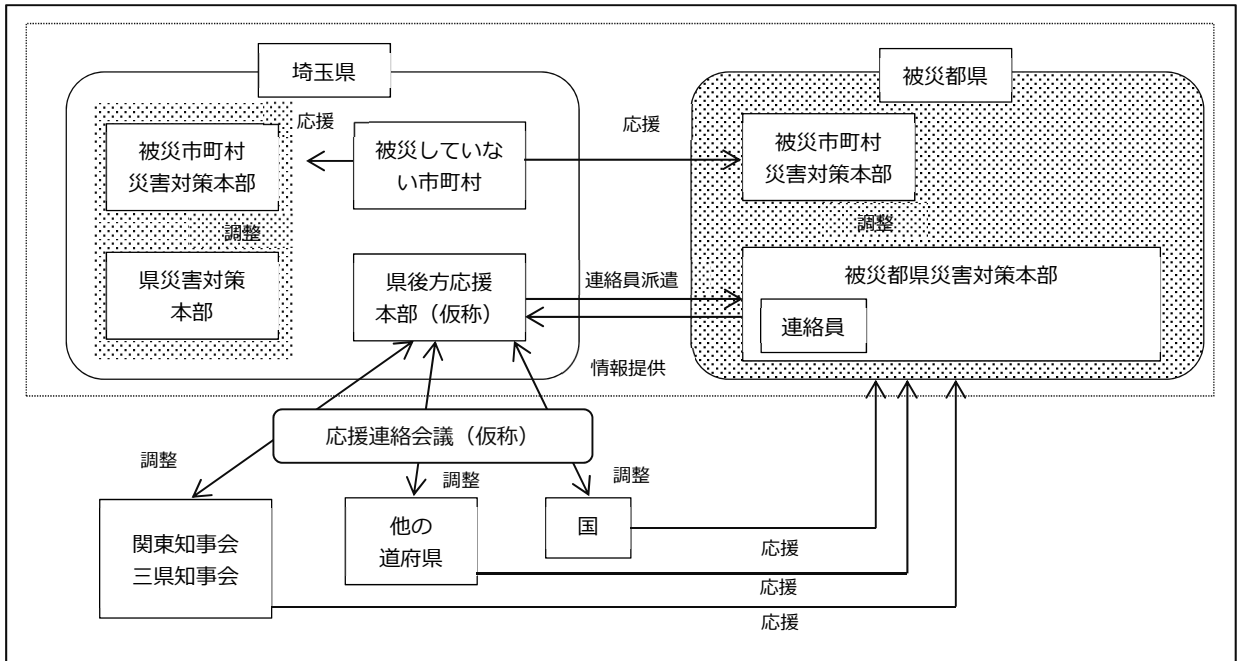
(2) 具体的な取組内容

ア 後方応援本部（仮称）への協力

市は、首都圏広域災害発生後、市内の被災状況を迅速に把握する。

市は、市内の被災が軽微又は被災していない場合、県が実施する被災地支援について協調して対応する。

【広域応援体制の関係図】



2 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

市は、県により編成された応援要員チームに市職員を派遣する。

派遣された市職員は、災害対応時期ごとに必要とされる業務を把握し、役割に応じた支援活動を実施する。

【災害対応時期ごとに必要とされる業務】

時期	必要とされる応援要員の業務例
<p>応急対応（短期派遣）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明・市民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
<p>復旧・復興期（中・長期派遣）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 <ul style="list-style-type: none"> ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

3 後方医療機関における県外傷病者の受入れ

(1) 取組方針

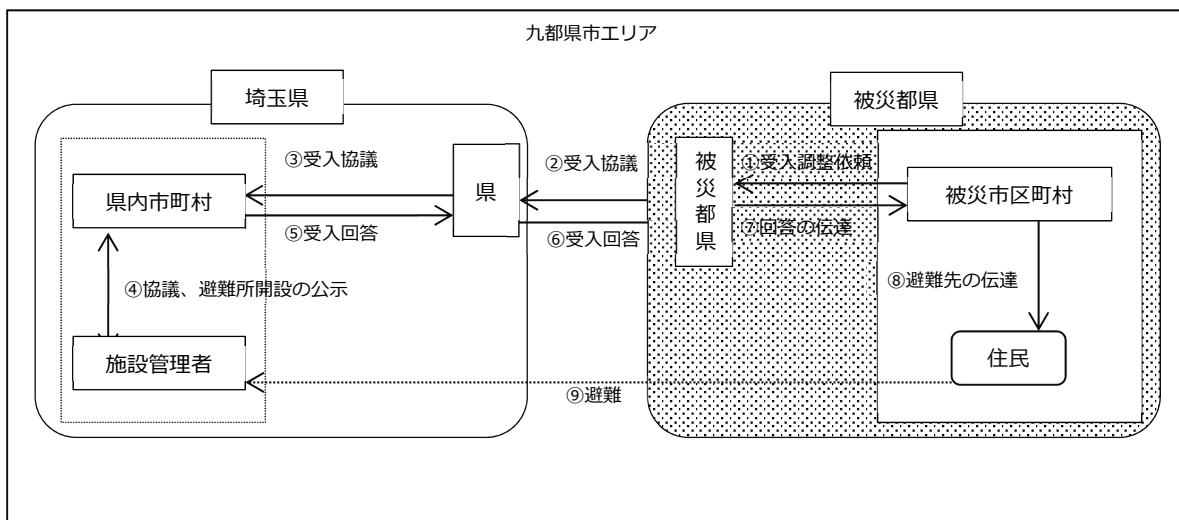
後方医療機関は、首都圏広域災害により、他都県に多数の傷病者が発生し、受入要請があった場合、市内における傷病者の発生状況を踏まえ、後方医療機関は傷病者を受け入れるものとする。

4 広域避難の支援

(1) 取組方針

市は、広域避難者を受入れるため、県と連携し、指定避難所の開設・運営を実施する。

【広域避難（広域一時滞在）の流れ】



○応援要請と受入れの流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ②被災都県内では受入困難な場合、当県への要請及び被災都県との受入協議
- ③県内市町村と県との受入協議
- ④県内市町村と指定避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受入回答及び指定避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受入回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- ⑧被災市区町村から市民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む。）
避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う。）

(2) 具体的な取組

ア 指定避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受入れるよう要請を受けた場合、市内の被害状況を勘案の上、指定避難所を開設する。

指定避難所を開設した場合、直ちに指定避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、広域避難者を受入れる。

イ 指定避難所の管理運営

「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－138～144ページ）」を準用する。

ウ 要配慮者への配慮

市は、配慮が必要な広域避難者に対し、指定避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や社会福祉施設での受入調整などに努める。

エ 自主避難者への支援

市は、指定した避難所以外に自主的に避難した被災者の支援に努める。

5 がれき処理支援

(1) 取組方針

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれき処理を支援する。

(2) 具体的な取組

ア 被災都県のがれき処理への協力

市は、がれきの受入処理に伴う市民等の健康被害や生活環境保全上の支障等を確認し、被災都県で処理しきれないがれきの受入協力を実施するよう努める。

6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

(1) 取組方針

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 具体的な取組

ア し尿処理、ごみ処理の支援

市は、市内の処理場における平均処理の余力を確認し、被災都県で発生するし尿及びごみの受入協力を実施するよう努める。

第5 復旧・復興対策

1 広域復旧復興支援

(1) 取組方針

市は、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

【復旧・復興に被災地で発生する主な業務】

時期	業務内容
応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・ 避難所の生活環境改善 ・ 被災者の要望調査 ・ 被災者の生活相談 ・ 「こころのケア」のためのカウンセリング ・ 被災者の域外避難 ・ 防疫体制の確立 ・ 火葬体制の確立 ・ 被害認定調査、罹災証明書の発行 ・ 被災住宅の応急修理の実施 ・ 仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・ 税金の徴収猶予・減免措置 ・ 被災者生活再建支援金の給付 ・ 被災事業所等への金融相談、事業再建相談 ・ 義援金の募集、配分 ・ 一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・ がれき類の収集・処理
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・ （市町村）復興計画策定 ・ 震災復興事業の実施 ・ 仮設住宅入居者の健康管理 ・ 遠方避難者への支援窓口 ・ 市街地復興事業（建築制限等の指定） ・ 被災者の職業斡旋 ・ 被災者個人への融資 ・ 中小企業、農林漁業従事者への融資

(2) 具体的な取組

ア 首都圏の復興業務への支援

市は、県と連携し、職員派遣や必要資材の調達支援を実施に努める。

(ア) 復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣に努める。

(イ) インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施に努める。

(ロ) まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣に努める。

(ハ) 恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣に努める。

(ニ) その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援に努める。

2 遺体の埋・火葬支援

(1) 取組方針

市は、首都圏広域災害発生時、市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を実施する。

(2) 具体的な取組

ア 被災都県からの火葬依頼への対応

市は、被災都県からの火葬依頼に協力するため、関係団体と連携し、火葬体制を整備するとともに、棺等の物資確保に努める。

必要に応じて遺体の搬送車を調達し、計画的な火葬処理の実施に努める。

3 仮設工場・作業場の斡旋

(1) 取組方針

市は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場の斡旋に努める。

ア 空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

市は、作業場等の倒壊、取壊し等により、事業継続が困難な被災都県の被災者に対して、市内の空き工場や作業場の斡旋に努める。

4 生活支援

(1) 取組方針

市は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 具体的な取組

市は、県が実施する生活支援の取組に協力するよう努める。